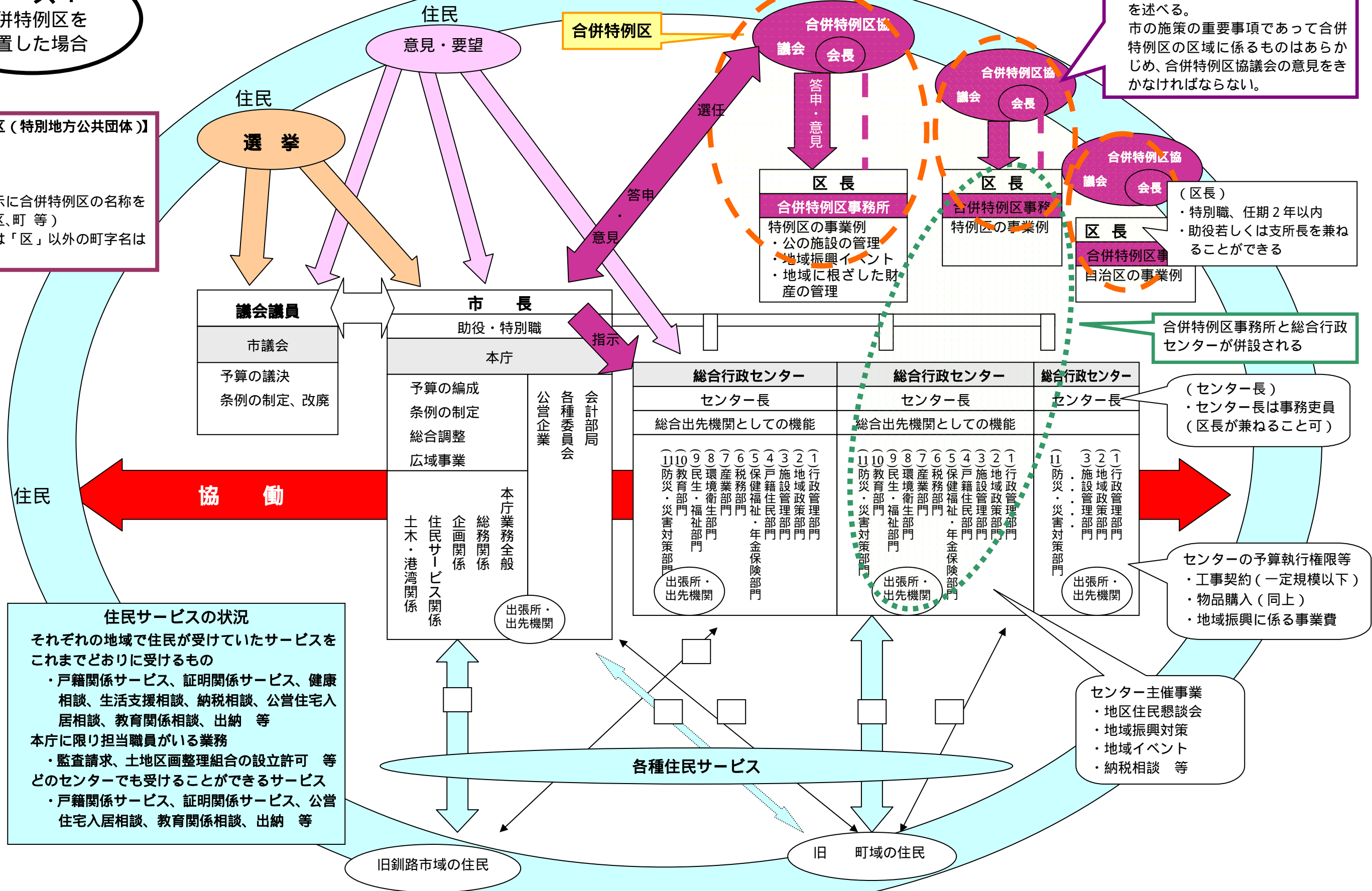


地域自治組織と住民サービスのイメージ（ケース4）

ケース4
合併特例区を
設置した場合

【合併特例区（特別地方公共団体）】
設置期間
5年以内
住居表示
住居の表示に合併特例区の名称を冠する（区、町等）
（期限後は「区」以外の町字名は使用可）

合併特例区協議会の権限
地域振興等特例区の区域に係る事務について市長、区長その他の機関の諮問に応じ、又は必要に応じ意見を述べる。
市の施策の重要事項であって合併特例区の区域に係るものはあらかじめ、合併特例区協議会の意見をきかなければならない。



住民サービスの状況
それぞれの地域で住民が受けていたサービスをこれまでどおりに受けるもの
・戸籍関係サービス、証明関係サービス、健康相談、生活支援相談、納税相談、公営住宅入居相談、教育関係相談、出納 等
本庁に限り担当職員がいる業務
・監査請求、土地区画整理組合の設立許可 等
どのセンターでも受けることができるサービス
・戸籍関係サービス、証明関係サービス、公営住宅入居相談、教育関係相談、出納 等

合併特例区事務所と総合行政センターが併設される

(センター長)
・センター長は事務吏員
(区長が兼ねること可)

センターの予算執行権限等
・工事契約（一定規模以下）
・物品購入（同上）
・地域振興に係る事業費

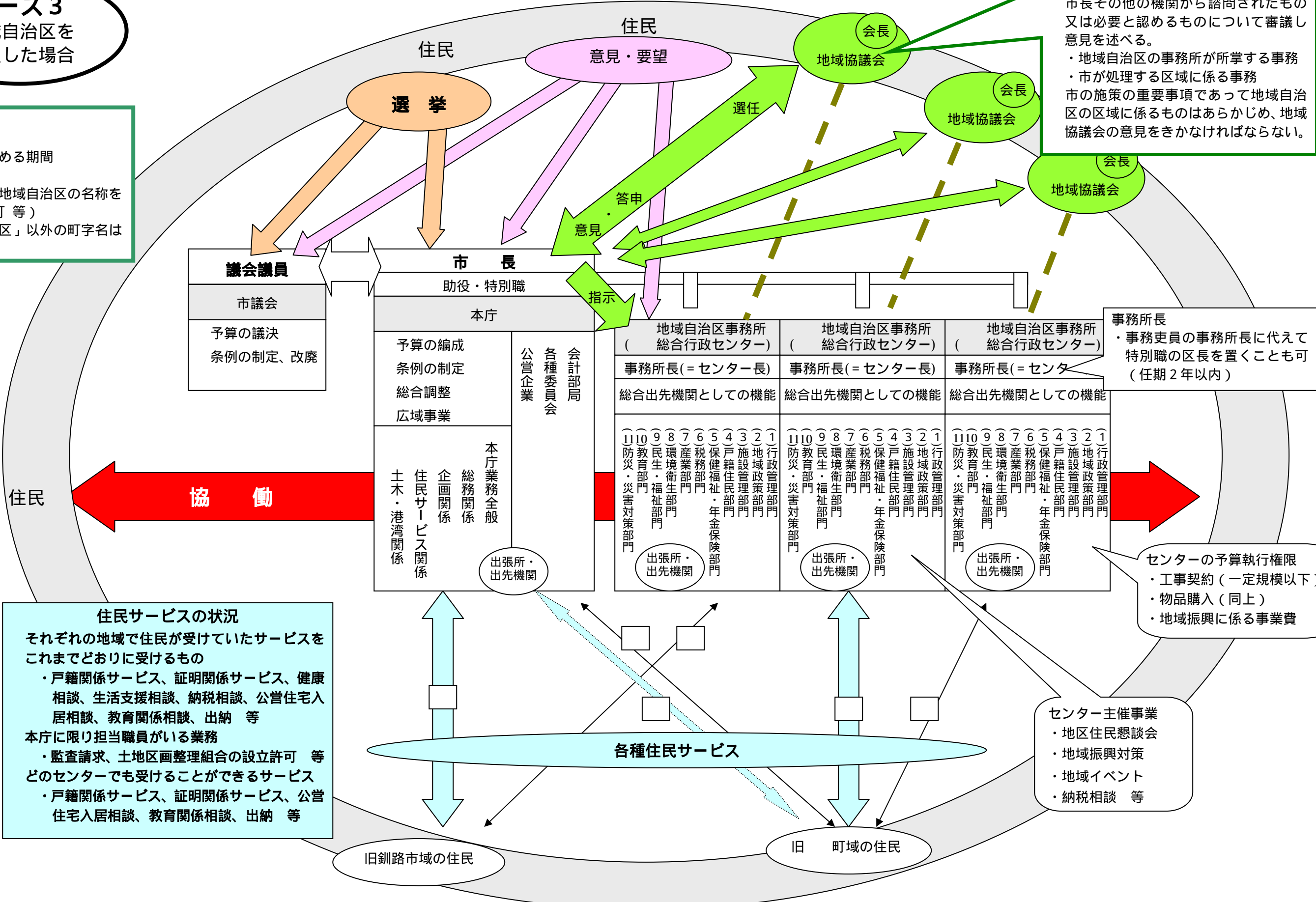
センター主催事業
・地区住民懇談会
・地域振興対策
・地域イベント
・納税相談 等

地域自治組織と住民サービスのイメージ（ケース3）

ケース3 地域自治区を設置した場合

【地域自治区】
設置期間
 合併協議で定める期間
住居表示
 住居の表示に地域自治区の名称を冠する（区、町等）
 （期限後は「区」以外の町字名は使用可）

地域協議会の役割
 （合併協議で定める期間設置）
 市長その他の機関から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し意見を述べる。
 ・地域自治区の事務所が所掌する事務
 ・市が処理する区域に係る事務
 市の施策の重要事項であって地域自治区の区域に係るものはあらかじめ、地域協議会の意見をきかなければならない。



住民サービスの状況
 それぞれの地域で住民が受けていたサービスをこれまでどおりに受けるもの
 ・戸籍関係サービス、証明関係サービス、健康相談、生活支援相談、納税相談、公営住宅入居相談、教育関係相談、出納 等
 本庁に限り担当職員がいる業務
 ・監査請求、土地区画整理組合の設立許可 等
 どのセンターでも受けることができるサービス
 ・戸籍関係サービス、証明関係サービス、公営住宅入居相談、教育関係相談、出納 等

事務所長
 ・事務吏員の事務所長に代えて特別職の区長を置くことも可（任期2年以内）

センターの予算執行権限
 ・工事契約（一定規模以下）
 ・物品購入（同上）
 ・地域振興に係る事業費

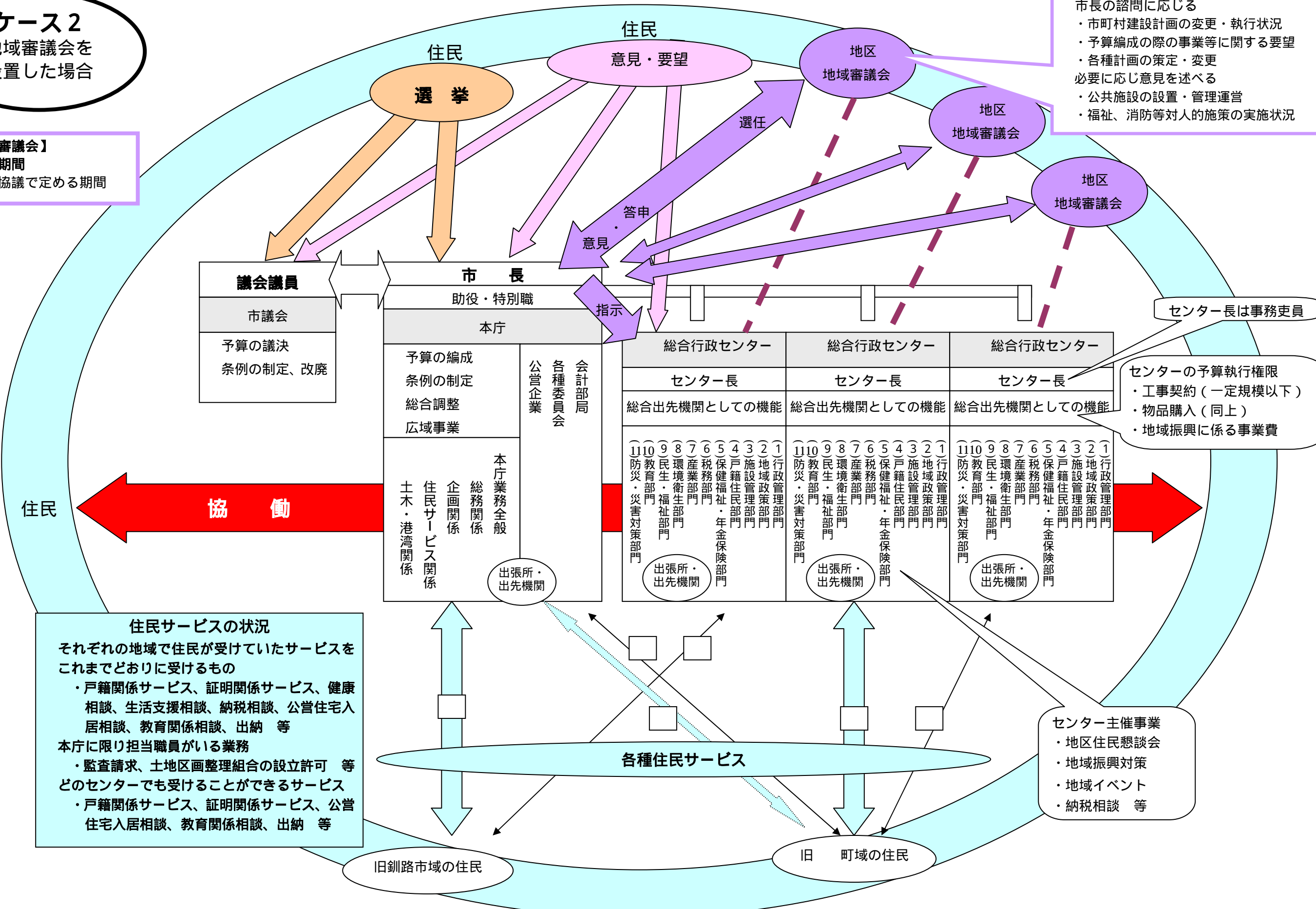
センター主催事業
 ・地区住民懇談会
 ・地域振興対策
 ・地域イベント
 ・納税相談 等

地域自治組織と住民サービスのイメージ（ケース2）

ケース2
地域審議会を設置した場合

【地域審議会】
設置期間
合併協議で定める期間

地域審議会の役割
市長の諮問に応じる
・市町村建設計画の変更・執行状況
・予算編成の際の事業等に関する要望
・各種計画の策定・変更
必要に応じ意見を述べる
・公共施設の設置・管理運営
・福祉、消防等対人的施策の実施状況



センター長は事務吏員

センターの予算執行権限
・工事契約（一定規模以下）
・物品購入（同上）
・地域振興に係る事業費

住民サービスの状況
それぞれの地域で住民が受けていたサービスをこれまでどおりに受けるもの
・戸籍関係サービス、証明関係サービス、健康相談、生活支援相談、納税相談、公営住宅入居相談、教育関係相談、出納 等
本庁に限り担当職員がいる業務
・監査請求、土地区画整理組合の設立許可 などのセンターでも受けられるサービス
・戸籍関係サービス、証明関係サービス、公営住宅入居相談、教育関係相談、出納 等

センター主催事業
・地区住民懇談会
・地域振興対策
・地域イベント
・納税相談 等

地域自治組織と住民サービスのイメージ (ケース1)

ケース1
総合行政センター
を設置した場合

